

「評価の視点（参考資料）」（令和4年2月改訂）における 改訂箇所について

改訂箇所は次の通りです。いずれの評価の視点も参考視点であり、自己点検・評価において必ず用いることを求めるものではありません。

- ・ 黒字青下線 … 教職課程を置く短期大学において、全学的な組織体制の充実と自己点検・評価の実施及び結果公表が義務化されたことに伴って追加したもの。
- ・ 黒字赤下線 … 昨今オンライン教育が多くの短期大学で実施されていることに鑑み追加したもの。なお、特に限定しているものを除いては対面式で教育を行う場合にも妥当しうる内容として設定。
- ・ ~~赤字取り消し線~~、青字青下線 … 表記上の修正。

基準1 理念・目的

点検・評価項目	評価の視点
① 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。	○学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の関連性
② 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	○学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科・専攻科の目的等の周知及び公表
③ 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

基準2 内部質保証

点検・評価項目	評価の視点
① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の

	指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）
② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 ○全学内部質保証推進組織のメンバー構成
③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 ○全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育のP D C Aサイクルを機能させる取り組み ○ <u>学科・専攻科その他の組織における点検・評価の定期的な実施</u> ○ <u>学科・専攻科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施</u> ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 ○点検・評価における客観性、妥当性の確保 ○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 ○公表する情報の正確性、信頼性 ○公表する情報の適切な更新
⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○全学的なP D C Aサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 ○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

基準3 教育研究組織

点検・評価項目	評価の視点
① 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。	○短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性 ○ <u>教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性</u> ○学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成
② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

基準4 教育課程・学習成果

点検・評価項目	評価の視点
① 授与する学位ごとに、学位授与	○課程修了にあたって、学生が修得することが求めら

方針を定め、公表しているか。	れる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表
② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	<p>○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 <p>○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性</p>
③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	<p>○各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等） <p><専門職短期大学及び専門職学科のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置（基礎科目（一般・基礎科目）、職業専門科目、展開科目、総合科目）等 ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり <p>○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>
④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<p>○各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・<u>授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知</u> ・<u>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）</u> ・<u>学習の進捗と学生の理解度の確認</u> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（専門職短期大学及び専門職学科にあつては1授業あたり40名以下） ・<u>授業の履修に関する指導、その他効果的な学習の</u>

	<p><u>ための指導</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示</u> ・各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（<u>教育の実施内容・状況の把握等</u>） <p><専門職短期大学及び専門職学科のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨地実務実習、その他必要な授業形態、方法の導入と実施
⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定（専門職短期大学及び専門職学科にあつては、実践的な能力を修得している者に対する単位の適切な認定を含む） ・成績評価の客観性、厳格性、<u>公正性</u>、公平性を担保するための措置 ・短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり <p>○学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<p>○分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得を適切に把握できるもの。）</p> <p>○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先、進学先への意見聴取 <p>○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり</p>
⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果の測定結果の適切な活用 <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（専門職短期大学及び専門職学科のみ）	<p>○メンバー構成の適切性</p> <p>○教育課程の編成及びその改善における意見の活用</p>

基準5 学生の受け入れ

点検・評価項目	評価の視点
① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法
② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施</u> ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）</u>
③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員に対する入学者数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

基準6 教員・教員組織

点検・評価項目	評価の視点
① 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○短期大学として求める教員像の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<p>② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。</p>	<p>○短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置 ・短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置 <ul style="list-style-type: none"> （・国際性、男女比 ・専門職短期大学及び専門職学科における実務家教員の適正な配置（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置を含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 <p>○教養教育の運営体制</p>
<p>③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。</p>	<p>○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施</p>
<p>④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。</p>	<p>○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p>
<p>⑤ 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。</p>	<p>○短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性 ○併設大学における兼務の状況</p>
<p>⑥ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>

基準 7 学生支援

点検・評価項目	評価の視点
① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。	○短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示
② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○学生支援体制の適切な整備 ○学生の修学に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・<u>自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援</u> ・<u>オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）</u> ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○学生の生活に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・<u>人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）</u> ○学生の進路に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施 ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施
③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

基準 8 教育研究等環境

点検・評価項目	評価の視点
① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	○短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示
② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。	○施設・設備等の整備及び管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、<u>情報セキュリティの確保</u> ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 ○教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み
③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	○図書資料の整備と図書利用環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 ○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置
④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	○研究活動を促進させるための条件の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制 ・<u>オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制</u>
⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・規程の整備 ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備
⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

基準 9 社会連携・社会貢献

点検・評価項目	評価の視点
① 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	○短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示
② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	○学外組織との適切な連携体制 ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 ○地域交流、国際交流事業への参加
③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

基準 10 大学運営・財務

(1) 大学運営

点検・評価項目	評価の視点
① 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。	○短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 ○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知
② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	○適切な大学運営のための組織の整備 ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 <併設大学がある短期大学> ・併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項に関する審議方法の適切性 ○適切な危機管理対策の実施
③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	○予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定
④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他	○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とそ

大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	<p>の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善
⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○監査プロセスの適切性 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

（２）財務

点検・評価項目	評価の視点
① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	<私立短期大学、公立大学法人の短期大学> ○短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 <公立短期大学（公立大学法人を除く）> ○設置者である県又は市の中・長期計画等にみられる短期大学の今後の展望 <私立短期大学> ○当該短期大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定
② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。	○短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分） ○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み ○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

オプション項目

点検・評価項目	評価の視点
① 短期大学が組織的に行っているユニークな取り組みの実施状況とその有効性、またさらなる発展に向けた今後の展望	